

## 第2期芦屋市子ども・若者計画

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について		
重点目標1	豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する	
取り組みの方向(1)	社会的自立に向けた「生きる力」の育成	
施策①	健康な身体の育成と基本的な生活習慣の形成のための支援	
	担当課	
1	子育て推進課	コロナ禍において、こども園・保育所では人数制限を行う等感染防止を行いながら、運動会・発表会では、少しでも多くの父親が参加しやすいよう土曜日に開催をした。(保育係) 新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、オンラインで講座を実施した。 今後は、オンラインの講座だけではなく、芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインに基づいた感染拡大予防対策を講じながら、イベントや講演会等を実施していく。(子育て支援センター)
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」No.2「家族の絆を深める体験ができる場の提供【重点】」No.5「わくわく冒険ひろば」No.6「子育て井戸端会議」No.7「子育て講演会、講座」No.8「子育てグループの育成」
2	人権・男女共生課	子どもと一緒に参加する工作講座や、男性が育児・家事に積極的に関わる方法とその効果をテーマとした講座を開催し、父親が子育てに関わりをもち、現状の夫婦間のコミュニケーションやパートナーシップ、自身の働き方を見直す機会を提供できた。子育てへの関わりが少ない父親をどのようにして講座の参加につなげるかが今後の課題である。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」
3	健康課	【実施回数】【人数】【今後の課題】 ・沐浴クラス【5回実施】【延べ134人参加(うち男性63人)】【新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため実施体制を検討し、より子育て支援につながるよう実施していく。】 ・パパママクラス【5回実施】【延べ77人参加(うち男性34人)】【認知度やニーズを把握し対象や内容の検討を行う。】 ・ヘルスアップ事業(あしや健康ポイント2020) 【実施期間:令和2年10月2日～12月19日】【参加人数:288人】【より多くの市民に参加してもらうことで、健康無関心層を減らし、健康寿命延伸を目指す。】 ・もぐもぐ離乳食教室【6回実施(緊急事態宣言発令に伴い12回/年のうち6回中止)】【親子計103名参加(新型コロナウイルス感染症感染防止対策として定員を従来の半数にして実施)】【新型コロナウイルス感染症感染防止対策として試食を実施しなかったことで食の体験の機会が減少した。】 ・幼児の食事とおやつ教室【3回オンライン形式で子育て支援センターと共催にて実施(緊急事態宣言発令に伴い6回/年のうち3回中止)】 ・幼児の保護者12名参加【オンライン形式での開催となり、試食が実施できなかったことで、食の体験の機会が減少した。】 ・栄養相談【23回実施】【73名参加】 【新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、来所だけではなく電話相談にも対応することで、乳幼児の食に関する親の疑問や不安に対応することができた。】 ・Goodバランスアップ教室【1回オンライン形式で子育て支援センターと共催にて実施(緊急事態宣言発令に伴い2回/年のうち1回中止。)] 【幼児の保護者4名参加。】 【オンライン形式での開催となり、試食が実施できなかったことで、食の体験の機会が減少した。】
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」No.4「ヘルスアップ事業 健康ポイント(新規)」No.9「親と子どもの健康教育」No.17「栄養相談」 No.18「Goodバランスアップ教室」
4	学校教育課	○新型コロナウイルス感染症に伴う影響のため、土曜日や日曜参観等の行事は実施できなかった。学校給食については、6月からの分散登校での学校再開時には急な食材発注にもかかわらず感染対策を講じながら、栄養価も考慮した簡易給食を実施することができた。マスクを外して活動する調理実習なども含め食育の事業はできなかったが、教育活動全体を通じて食育の学習は実施できた。毎月実施される献立研究会では各校の栄養士が互いに実践等の情報交換を行い、質の向上に努めてきた。健康診断については令和2年度内に全ての検診を終えることができた。今後も新型コロナウイルスの感染状況に応じて、子どもたちの安全安心できる教育活動を引き続き実践していく必要がある。 「学校給食衛生管理基準」芦屋市学校園における新型コロナウイルス感染症対策ポイントマニュアルに沿って、学校給食を実施している。授業の一環として実施してきた食育は、感染対策優先の授業形態に変更して実施する予定である。保護者を対象とする事業については、新型コロナウイルス感染状況と照らし合わせて実施の有無も含めて検討する。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進【重点】」No.3「学校給食の充実【重点】」No.14「学校における食育の実施」No.15「学校の食に関する指導者の充実」No.16「学校における健康診断」
5	児童センター	新型コロナウイルス拡大のため、「講演会」「環境・食育講座」は未実施。今年度もテーマに沿った講座を企画、実施予定。
	実施事業	No.7「子育て講演会、講座」No.10「環境・食育講座」No.11「ミニ講演会の開催」
6	公民館	子どもと一緒に体験する「介護のお仕事ワークショップ」講座や親子で学ぶ「マネー講座」を開催するなど親と子がコミュニケーションを行いながら学んで行くことを念頭に実施した。「その声かけ、子どもの可能性を狭めてるかも!? (無意識の偏見について考える)」をテーマに教育セミナーを芦屋市PTA協議会と共催して実施開催しました。
	実施事業	No.12「子育てに関する公民館講座」No.13「教育問題講座及び講演会」

重点目標1	豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する	
取り組みの方向(1)	社会的自立に向けた「生きる力」の育成	
施策②	「共生」の心を育み認識を深める教育	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	人権・男女共生課	<p>○人権擁護事業 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でスマホ・ケータイ人権教室が実施できなかった。今後はインターネットやSNSの利用の低年齢化により人権侵害が増える恐れがあることから、市内の学校でスマホ・ケータイ人権教室を実施していく必要がある。</p> <p>○人権啓発事業 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響があったが、人権講演会や日々の生活と人権を考えるつどいを開催し、効果的な啓発を図ることができた。今後も関係課や関係機関と連携し、様々なテーマで講演会や啓発映画会等を実施し、効果的な市民啓発を図っていく必要がある。</p> <p>○平和施策 令和2年度は、みんなで考えよう平和と人権事業、啓発映画会、たゆまぬ平和への歩み展等を開催し、戦争を知らない世代へ平和の大切さを継承していくことができた。戦争を体験した方が年々減少していく中、今後も継続的に戦争を知らない世代に対して平和の大切さを継承していくための事業を進めていく必要がある。</p>
	実施事業	No.19「人権擁護事業【重点】」No.20「人権啓発事業【重点】」No.24「平和施策」
2	学校教育課	「みんなでキャンプ」については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止した。今後、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら事業実施を検討していく。
	実施事業	No.21「みんなでキャンプ」 No.22「防災教育推進事業」
3	生涯学習課	芦屋市人権教育推進協議会への活動助成金交付や、研究大会(全体会・分科会)の書面開催を支援した。また人権教育啓発のため成人式での啓発グッズの配布をした。
	実施事業	No.23「人権教育の推進」
4	上宮川文化センター	新型コロナウイルス拡大により、未実施。「学習支援事業」、「伝統芸能継承事業」について講師等の調整が課題。
	実施事業	No.25「隣保館事業」

重点目標1	豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する	
取り組みの方向(1)	社会的自立に向けた「生きる力」の育成	
施策③	考える力や創造性を伸ばす教育	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	学校教育課	○学校図書館の整備を行ってきた。学校図書館を利用した授業実践が行えるよう取組をすすめていく。ICTの効果的な活用も含め、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた実践研究を行ってきた。個に応じたきめ細かな指導のためのチューター配置、理科推進員の配置による授業の活性化、ALTの配置や日本語指導の充実を図る取り組み、自然体験活動や、地域と連携しながら教育活動を進めていく取り組みなど、新型コロナウイルス感染症に伴う影響で様々な行事等が中止になったり、規模を縮小して行われたりしながらも、感染症対策を講じながら学校間の連携も図りつつ教育活動を行うことができた。引き続き、だれ一人取り残すことなく全ての子どもたちに対して、考える力と創造性、他者理解のできる豊かな人間力の向上にむけて、指導していく必要がある。
	実施事業	No.26「子ども読書の街づくり推進事業(ブックワーム 芦屋っ子)【重点】」No.27「トライやる・ウィーク【重点】」No.29「学力向上パワーアッププラン・学力向上支援プラン」No.30「チューターの配置」No.31「理科推進員の配置」No.32「国際理解教育推進事業」No.33「地域の歴史・文化を観察、調査する活動」No.34「地域の指導者の活用等による指導体制の充実」No.35「環境教育推進事業」No.36「自然学校推進事業」No.37「学校職員等の人材育成と資質の向上」No.38「学校間交流」
2	地域経済振興課	特別支援学校の高校生2年生対象に障がいのある生徒が社会に出た時に遭いやすい消費生活トラブルについて出前講座を実施した。また、成人式会場で配布する資料の中に、若者が遭いやすい契約トラブル事例を掲載した啓発資料を同封し、啓発を行った。(528部)新型コロナウイルス感染症拡大のため、愛護委員班集会での出前講座は実施できなかった。令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられ若年者の消費生活トラブルの増加が懸念されるので、消費生活トラブルの未然防止やトラブルに遭っても適切に対処できる力を身につけることができるようにイベントや出前講座などの啓発講座の実施を検討したい。
	実施事業	No.28「消費者教育推進事業(新規)【重点】」
3	打出教育文化センター	コロナ禍で計画していたすべての研修の実施は難しかったが、社会や時代のニーズに合った一般研修・新規採用教員研修・経験者研修・ICT活用研修を実施した。引き続き、学校園のニーズを聞きながら今日的な教育課題や教職員の見識の幅を広げ、感性を磨き、児童生徒理解に努め、心豊かな状態で子どもたちと接することができるような研修を計画していく。
	実施事業	No.37「学校職員等の人材育成と資質の向上」
重点目標1	豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する	
取り組みの方向(2)	情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供	
施策①	個性豊かで幅広い「芦屋文化」や豊かな自然環境とふれあう体験機会の提供	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	学校教育課	○新型コロナウイルス感染症の影響で芸術鑑賞行事が計画通り実施できなかった。しかし代替の総合体育大会や総合文化祭については感染症対策を十分講じた上で実施することができた。文化芸術に触れ、多様な価値観を受け入れることができるような豊かな心の育成にむけて、引き続き、感染状況に応じてできることを実施していく必要がある。
	実施事業	No.39「文化に関する体験学習等の充実【重点】」No.41「文化体育振興事業」
2	生涯学習課	美術博物館・谷崎潤一郎記念館において、子どもや親子を対象にした様々な展覧会やワークショップ、講座を開催した。
	実施事業	No.40「青少年の文化活動の体験機会の提供【重点】」No.42「青少年の鑑賞機会の提供」
3	図書館	「えほんの会」「こどもおはなしの会」「打出こどもおはなしの会」を開催し、絵本の読み聞かせやストーリーテリングを行った。新型コロナウイルス感染拡大予防のため、実施回数や定員が減少した。引き続き、感染対策を講じながら、取り組む必要がある。
	実施事業	No.40「青少年の文化活動の体験機会の提供【重点】」No.42「青少年の鑑賞機会の提供」
4	市民センター	ルナ・ホール事業 7事業 2,022人
	実施事業	No.42「青少年の鑑賞機会の提供」
5	公民館	・家庭教育セミナー 1回 参加者数 78人 ・夏休み子ども教室 16回 参加者数239人 ・親子ひろば 1回 参加者数 16人
	実施事業	No.42「青少年の鑑賞機会の提供」

重点目標1	豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する	
取り組みの方向(2)	情緒豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供	
施策②	スポーツ活動の推進と子ども・若者の遊び場(居場所)の確保	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	スポーツ推進課	新型コロナウイルス感染予防対策として、実施を見送った期間があったが、感染予防に努めながら事業を実施した。
	実施事業	No.43「施設の有効活用と利用促進【重点】」No.44「クラブ・プログラム・イベントの活性化【重点】」No.47「指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保」No.53「自習室の設置(スタディールーム)」No.54「フリースペースの開放」
2	道路・公園課	4公園11基の老朽化した遊具の更新を実施した。遊具選定にあたっては、公園利用者や、近隣住民、幼稚園等にアンケートを実施し、子どもに愛着をもって公園を利用してもらえるように工夫を図った。引き続き、遊具の点検や補修を継続して行い、安全に遊んでもらうとともに、地元の子どもに愛着を持って遊具を利用してもらえるように遊具の更新を進めていく。
	実施事業	No.43「施設の有効活用と利用促進【重点】」
3	生涯学習課	放課後等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、7小学校の敷地内で、校庭開放事業を実施し、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい遊びができる場を提供した。
	実施事業	No.45「放課後児童体験事業【重点】」
4	青少年育成課	コロナ禍での地域や近隣高校大学、また企業、NPO等との連携・協働のあり方を探り、オンラインなどの新しい手段方法も含め、子どもや若者が豊かな人間力をはぐくむ体験の機会をつくっていく。
	実施事業	No.45「放課後児童体験事業【重点】」No.52「その他公共施設の空きスペースの開放」
5	子育て推進課	小学生・中学生・高校生を対象に自習室(スタディールーム)を開放し、学齢期の子どもの居場所づくりを行った。今後も、芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインに基づいた感染拡大予防対策を講じながら、事業を実施していく。(子育て支援センター)
	実施事業	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】」No.49「子育て支援センター」No.53「自習室の設置(スタディールーム)」No.55「ミュージックスタジオ」
6	地域福祉課	「高浜町ライフサポートステーション」で地域まなびの場支援事業など子どもの居場所を活用した全世代が交流できる共生型の居場所づくりを行った。
	実施事業	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】」
7	学校教育課	○新型コロナウイルス感染症の影響もあり、活動に制限はでてきたが、基本、部活動ガイドラインに沿って実施することができた。今後は、地域部活動への取り組みも含め部活動の在り方について、調査研究を行いながら検討していく必要がある。体育の授業についてはマスクを外して行うこともあり、内容を工夫しながら実施してきたが、運動することが好きな子どもの育成をめざした指導は続けている。子どもの運動意欲を高め、体力・運動能力が向上するように学校園における体力向上の指導の研究と実践に取り組んでいる。上記のことを継続して実践しながら、家庭でも実践できる子どもの健康・体力づくりについて、保護者への啓発に取り組む。
	実施事業	No.47「指導者・ボランティア・選手・愛好者の養成及び確保」No.48「学校体育振興事業」
8	児童センター	自習室の設置について、毎週水曜日の午後、中高生を対象に「学習ルーム」を開設。学期中は時間帯が合わず、利用者が少ないため、今後は夏休み、冬休みを中心に時間枠を拡大して開設するのが望ましいと考える。
	実施事業	No.50「児童センター」No.52「その他公共施設の空きスペースの開放」No.53「自習室の設置(スタディールーム)」
9	市民参画課	地域の各種団体で構成される地区集会所運営協議会及び地区集会所運営協議会連合会を中心に、地区集会所の維持管理とともに地域に密着した運営に努めており、集会所の貸室では地域の方が地域の子ども向けに各種の教室の開催やイベント等の実施により、子ども達が集うきっかけづくりが行われている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、集会所の一時的な閉館や部屋の利用制限等、活動に対する制限を設けたため、従来通りの活動を継続することが難しくなったケースもあるが、今後も引き続き多くの方に安全安心にご利用いただけるよう新しい生活様式に沿った、新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努める。
	実施事業	No.51「地区集会所の有効活用」
10	図書館	施設内に閲覧室や談話も可能なフレッシュコーナーを設けているが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、閲覧室やリフレッシュコーナーを閉鎖した期間があった。感染予防を講じるため、座席の減数や、短時間の利用に限定している。
	実施事業	No.54「フリースペースの開放」

重点目標1	豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する	
取り組みの方向(3)	インターネット社会に生きる子ども達への支援	
施策①	情報モラル教育等の推進	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	学校教育課	○ICTを効果的に活用しながら子どもたちの学びをさらに充実させる取り組みについては実践研究をしているところである。情報活用能力の育成については全ての教科、教科外においても指導を続けている。また情報モラルについては、とくに1人1台タブレット端末を貸与してから、保護者にも通知しているが、インターネット社会で主体的に生きていくために必要なモラルとして指導を継続しているところである。事例をもとに情報の利便性と危険性を考えるとともに、情報に関する自他の権利の尊重、法の理解と遵守について学んでいる。SNS等によるトラブルが増加している現状を踏まえ、研修や授業実践を行っていく。
	実施事業	No.56「情報活用能力の育成【重点】」 No.57「情報モラルの育成【重点】」 No.58「情報教育の推進」
2	打出教育文化センター	コロナ禍で、教員向け情報教育研修は削減せざるをえなかったが、各校で情報教育が推進できるように情報活用能力を教育課程に位置付けるよう働きかけると共に、発達段階に応じた系統性のある情報活用能力体系表の周知・活用を図った。今後は、1人1台タブレット導入に伴い、情報活用能力の育成を念頭においた授業実践を積み上げ、どの場面でICT機器を活用することがより有効であるかなど学校教育課とも連携を取りながら研究・研修を推進していく。
	実施事業	No.56「情報活用能力の育成【重点】」 No.57「情報モラルの育成【重点】」 No.58「情報教育の推進」
重点目標1	豊かな人間力を身につけるため、子ども・若者の育ちを支援する	
取り組みの方向(3)	インターネット社会に生きる子ども達への支援	
施策②	インターネット依存への対応等、家庭に向けたインターネット利用に関する支援	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	児童センター	小学生の「パソコンクラブ」を実施。今後もカリキュラムの中で、インターネットの適切な利用についても指導し継続していく。
	実施事業	No.59「インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成【重点】」
2	公民館	コロナウイルス流行により実施できなかった。
	実施事業	No.59「インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成【重点】」
3	青少年愛護センター	コロナウイルス流行のため、予定していた研修は未実施。来年度はコロナウイルスの流行状況を考慮して研修を実施予定。
	実施事業	No.59「インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成【重点】」

## 第2期芦屋市子ども・若者計画

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について		
重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	
取り組みの方向(1)	困難を有する子ども・若者の自立に向けた包括的な支援	
施策①	若者の就労支援の強化	
	担当課	
	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)	
1	生活支援課	任用している就労支援員とCWが協力して就労支援にとりくんでいる。 月に1度芦屋市にハローワークの出張相談へも積極的に案内している。 一方でコロナウイルス感染症の拡大に伴い、求人数が減少していたため就労に結びつかないケースが散見された。 今後については求人情報を中止し、継続的に案内などを行っていく。
	実施事業	No.60被保護者就労支援事業【重点】
2	地域経済振興課	ハローワーク、地域若者サポートステーション等のチラシやポスターを設置・掲示し、就労に繋がる広報を行った。 市独自での就労体験やセミナー開催が難しいため、今後も他の機関が実施する事業を積極的に広報する。
	実施事業	No.61「就労支援事業」
3	人権・男女共生課	兵庫県と共催し、チャレンジ相談を4回開催した。 就労や起業等につながるスキルアップ講座として、Zoomの使い方についての基礎講座を開催した。
	実施事業	No.62「チャレンジ相談」No.63「就労支援パソコン講座」
4	子育て推進課	母子・父子自立支援員が、ハローワークや関係機関と連携を取りながら情報提供を行った。(こども係)
	実施事業	No.64「母子・父子自立支援プログラム策定事業」

重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向(1)	困難を有する子ども・若者の自立に向けた包括的な支援
施策②	子ども・若者の自立に向けたきっかけづくりと継続的な支援体制の強化
	担当課
1	<p>青少年愛護センター</p> <p>No.65「進路管理事業(進路追跡調査)【重点】」 令和2年3月に市立公立中学校を卒業した生徒が、4月に68校の高校へ進学したので、各校に進路追跡調査票を送付し、情報収集を実施した。 来年度も同様に実施予定。</p> <p>No.66「若者相談センター『アサガオ』の周知【重点】」 ホームページ、広報誌に「アサガオ」について掲載し、セミナー・親の会(毎月第1日曜日)、「キ・テ・ミル・会」の周知。 成人式、市内3中学校の卒業式に「アサガオ」の名刺大カードを配布。 また、関係する諸会議でも資料配布を実施した。来年度も同様に実施予定。</p> <p>No.67「地域における子ども・若者支援のネットの構築【重点】」 青少年育成愛護委員会との連携を取り、地域の見守り活動について情報を共有している。来年度も同様に実施予定。</p> <p>No.75「若者相談センター『アサガオ』の充実」 『アサガオ』と連携し、情報共有を定期的に行うことで、相談業務の充実を図っている。来年度も同様に実施予定。</p> <p>No.76「若者支援の実態把握」 青少年育成愛護委員会と連携し、パトロールや見守り活動について実態を把握している。来年度も同様に実施予定。</p> <p>No.77「青少年愛護センターの相談」 随時相談受付を実施。来年度も同様に実施予定。</p>
	実施事業
2	<p>生活保護課</p> <p>経済困窮世帯の児童を対象とする学習支援事業を案内したり、引きこもり者に対して社会参画を目的とする活動への参加を提案した。 引きこもり者に関しては引きこもり状態の解消及び就労にも結び付いている。 今後についても対象者に利用・参加可能な事業や活動を積極的に案内していく。</p>
	実施事業
3	<p>地域福祉課</p> <p>福祉センター総合相談連絡会において、ケースの検討や、自立相談支援機関を含む各機関の機能の共有を図り、連携体制を強化した。 また、様々な支援会議等を通じ、支援者の資質・対応力向上を図った。</p>
	実施事業
4	<p>学校教育課</p> <p>児童生徒や保護者、教員が相談できるよう拠点校5校(連携校6校)に5人のスクールカウンセラーが配置された。学校と関係機関が集まり、児童生徒の問題行動について毎月(4・5月は中止)の生徒指導連絡協議会で協議した。今後も、関係機関とも連携しながら児童生徒の状況について、意見交換・情報交換を行っていく。</p>
	実施事業
5	<p>人権・男女共生課</p> <p>女性の悩み相談として、女性の抱える生きづらさや悩みの相談を受ける「こころの悩み相談(女性相談員:フェミニストカウンセラー)」と、離婚・養育費・相続などの夫婦・親族間の相談を受ける「家事相談(女性相談員:元家庭裁判所調定委員)」を毎月実施した。より多くの相談者の悩みに寄り添えるよう、継続的に相談窓口の周知を行っていく必要がある。</p>
	実施事業
6	<p>子育て推進課</p> <p>子ども家庭支援員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じるとともに、養育支援を必要とする家庭への対応を行った。しかし、児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しているため、日頃から相談しやすい体制づくりを行い、虐待の未然防止、虐待の早期発見・早期対応を行うために、関係機関と連携して支援体制を強化していく。(子育て支援センター)</p>
	実施事業
7	<p>お困りです課</p> <p>市民相談窓口としての役割は担えているものと考えている。市民相談窓口における子ども・若者からの相談の実績は殆どないと言えるが、今年度については、家族からの相談や、18歳～19歳(子ども家庭センターの支援対象でない)の方からの相談、コロナ禍により生活の不安を感じた大学生からの相談(奨学金について等)を数件受けた。その際に、社会福祉協議会や大学の窓口などに確認、相談し、お繋ぎした。コロナ禍による経済状況の悪化は当面の間続くことから、引き続き、適切な窓口案内、お繋ぎできるよう努めていく。</p>
	実施事業

8	地域経済振興課	社会保険労務士による無料労働相談月に1回実施した。4月～6月は新型コロナにより中止したため、9回実施し、12件の相談を受け付けた。 若年層の利用が少ないため周知の方法が課題である。
	実施事業	No.81「労働相談」
9	人事課	行政課題に対応するための研修として、働き方改革研修、SDGs研修、業務改善ゼミ研修等を実施した。 今後もどのような課題にも対応できるよう、職員の資質や対応力の向上を図るための研修を充実させる。
	実施事業	No.82「福祉職員等の人材育成と資質の向上」
10	打出教育文化センター	プレイセラピーを中心に子どもの内面理解を図ると同時に家庭での保護者の接し方や対応について共感・傾聴しながら実施した。来年度からは、関連機関と更に連携がとれるように学校教育課の担当者が窓口となり、カウンセリングセンターに教育相談業務を一本化した。保護者や子ども達にとってより分かりやすく、迅速で丁寧な対応ができるようにしていく。
	実施事業	No.83「教育相談」



重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	
取り組みの方向(2)	子ども・若者にとって個別的な課題への支援	
施策①	①いじめ防止の推進	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課	民生児童委員協議会、青少年愛護委員会、PTA協議会の代表者が出席するいじめ問題対策連絡協議会で、コロナ禍における各組織の活動状況や子どもたちの様子について委員から報告いただき、情報共有を図った。また、啓発事業の一環として、市内在住・在学の小・中学生を対象に令和2年8月から9月末までの期間、「親子で考えよう！いじめ防止のロゴマーク」を募集し、305件の応募があった。いじめ問題対策連絡協議会で各部門(小学生・中学生)ごとに市長賞・教育長賞・入賞の計10作品を選考し、学校を通じて表彰を行った。その後、市立小・中学校の全児童生徒へ受賞作品を掲載したいじめ防止の啓発チラシを配布し、応募者への参加賞として、受賞作品のロゴマークを用いた缶バッジを贈った他、阪神芦屋駅地下通路、市役所北館1階の展示スペース、男女共同参画センター1階の展示スペースの3か所で受賞作品の展示会を行っている。啓発事業については、市立の中学生の応募数がわずかであることや募集内容のマンネリ化が懸念されるため、啓発のあり方や手法の見直しが課題である。(政策係)
	実施事業	No.84「『芦屋市いじめ防止基本方針』の推進」
2	学校教育課	「いじめ問題対策審議会」を2回実施。各校のいじめアンケートの結果や生徒指導事案について協議した。学識、弁護士、医師、社会福祉士、臨床心理士のそれぞれの立場から意見をいただき、毎月開催される生徒指導連絡協議会で情報共有することができた。今後、各学校でいじめを起こさないための子どもとのかかわり方や事案発生時の適切な対応について、学校と教育委員会が連携して取り組んでいきたい。
	実施事業	No.84「『芦屋市いじめ防止基本方針』の推進」
重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	
取り組みの方向(2)	子ども・若者にとって個別的な課題への支援	
施策②	不登校・ニート・ひきこもり支援	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	打出教育文化センター	コロナ禍で予定していたすべての研修の実施は難しかったが、来年度は、各校の実情や生徒指導担当者や不登校担当者のニーズを聞きながら、より実践に即した研修会を計画していく。
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー【重点】」
2	学校教育課	大学教授を招聘し、教員対象の研修会を開催した。また、研修会の内容を広く知ってもらうため、全教職員にチラシを配布し周知に努めた。適応教室の指導員に対して、年6回の研修会を実施し、通級している児童生徒へのかかわり方などについて、共有し実践することができた。適応教室(のびのび教室)が学校への部分復帰や完全復帰のきっかけとなっている児童生徒がいる。今後も、各学校への別室登校に参加するなど、通級している児童生徒が学校へ登校する機会を増やしていきたい。
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー【重点】」No.88「適応教室「のびのび学級」」
3	青少年愛護センター	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー【重点】」 『アサガオ』と定期的に連絡会を開催することにより、情報共有を行い、不登校問題への相談窓口として適切な対応ができるよう連携している。 来年度も同様に実施予定。 No.86「仲間同士の支えあいの支援【重点】」 『アサガオ』主催の「セミナー」、「親の会」、「キ・テ・ミル会」を開催。来年度も同様に実施予定。 No.87「子ども・若者への訪問支援【重点】」 『アサガオ』より相談者の希望と同意があった場合にアウトリーチを実施。来年度も同様に実施予定。
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー【重点】」No.86「仲間同士の支えあいの支援【重点】」No.87「子ども・若者への訪問支援【重点】」

重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向(2)	子ども・若者にとって個別的な課題への支援
施策③	障がいのある子ども・若者への特別支援
担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	<p>子育て推進課</p> <p>インクルーシブ教育・保育の研修会・報告会を年4回予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2回の研修会開催となった。各施設からの報告書を冊子にして、各施設の取組みを共有し次への支援につなげていった。また、配慮が必要な子どもの個別支援計画を各施設が作成し、経験豊富な子育て推進課職員(保育士)が助言を行うことで、理解を深めた。(保育係)乳幼児健診等で早期療育が必要とされた乳幼児とその保護者を対象に、基本的な生活習慣と集団適応を身に付けるため、保育と訓練及び、総合的な支援を行った。今後も早期療育に努めていきたい。(こども係)</p>
	実施事業 No.89「インクルーシブ教育・保育【重点】」No.91「早期療育訓練の実施」No.93「療育支援相談事業」No.95「サポートファイルの普及・啓発」
2	<p>学校教育課</p> <p>大学教授を招聘し、市立幼稚園特別支援教育研究会を開催し、各園の取組を報告した。「学校と放課後等デイサービス事業所の連携マニュアル」を作成し、教育と福祉、家庭との連携を密にするため、関係機関に協力を呼びかけ、令和3年度より実施する。今後も、学校園と連携して、特別支援教育の対象となる子どもの保護者に対して、特別支援教育センターでの教育相談を進めていく。</p>
	実施事業 No.89「インクルーシブ教育・保育【重点】」No.90「特別支援教育センターの相談【重点】」No.93「療育支援相談事業」No.95「サポートファイルの普及・啓発」
3	<p>障がい福祉課</p> <p>No.92:心身の発達やことばに心配のある子どもへ訓練を実施した。訓練の申込みは継続的にニーズがあり待機期間が生じていたが、感染症対策を講じたことでさらに待機期間が長くなっているため、対応が必要となっている。 No.93:療育支援相談は障がいの軽減だけでなく保護者の負担軽減、幼稚園・小学校との連携の場となっている。 No.95:サポートファイルを活用いただけるよう市内保育所へ周知を行った。また、家庭療育支援講座の中でサポートファイルの書き方、活用の仕方を伝えている。保護者と支援者の連絡体制の構築を図り、途切れない支援が行うことができるよう、引き続き普及・啓発に取り組む。</p>
	実施事業 No.92「障がい児機能訓練事業」No.93「療育支援相談事業」No.95「サポートファイルの普及・啓発」
4	<p>健康課</p> <p>療育支援相談事業に参加し、各関係機関と連携を行っている。また、随時、サポートファイルの普及・啓発を実施している。</p>
	実施事業 No.93「療育支援相談事業」No.95「サポートファイルの普及・啓発」
5	<p>市立芦屋病院</p> <p>文字が覚えられない等学習で悩む原則年長児から小学6年生までの児童を対象に小児科医及びリハビリテーション科技師が、学習を困難にしている原因を明らかにし、その子どもにあった学習方法を見つけ支援を行うもの。令和2年度は864件、前年度(727件)比18%増加。新型コロナウイルス感染症拡大の状況下であっても増加傾向を示しており、新規のかたや他府県からの受診もある。</p>
	実施事業 No.94「学習支援外来による医療支援」
6	<p>スポーツ推進課</p> <p>新型コロナウイルス感染予防対策として、実施を見送った期間があったが、風船バレーやボッチャなどのパラスポーツの啓発を行った。</p>
	実施事業 No.96「初心者対象の『障がい者スポーツ教室』」No.97「障がい者スポーツ推進組織」
7	<p>地域経済振興課</p> <p>特別支援学校の高校生2年生対象に障がいのある生徒が社会に出た時に遭いやすい消費生活トラブルについて出前講座を実施した。(生徒21人先生6人)新型コロナウイルス感染症拡大の影響があり、高校3年生には実施できなかった。</p>
	実施事業 No.98「消費生活相談及び講座の実施(新規)」
重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する
取り組みの方向(2)	子ども・若者にとって個別的な課題への支援
施策④	外国にルーツをもつ人等、特に配慮が必要な子ども・若者の支援
担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	<p>学校教育課</p> <p>支援員が配置されている学校については、放課後等に外国にルーツのある児童生徒への学習支援を行った。支援員が配置されていない学校については、ボランティアを派遣し、学習支援を行った。外国にルーツのある児童生徒は増加しており、多くの学校で支援を必要としている。日本語指導ができる人材の確保をしていく必要がある。</p>
	実施事業 No.99「日本語指導支援ボランティア」No.100「市立学校における外国人児童生徒に対する支援事業」

重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	
取り組みの方向(2)	子ども・若者にとって個別的な課題への支援	
施策⑤	児童虐待防止対策の充実	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課	要保護児童対策地域協議会において関係機関が連携して組織的に対応し、養育支援を必要とする家庭への対応を行った。しかし、児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しているため、日頃から相談しやすい体制づくりを行い、虐待の未然防止、虐待の早期発見・早期対応を行うために、関係機関が連携して予防的な支援を行っていく。(子育て支援センター)
	実施事業	No.79「家庭児童相談【重点】(再掲)」No.101「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)」
2	学校教育課	児童生徒やその保護者を対象に不登校等について、電話や面談による相談を実施した。令和3年度に向けて、学校教育部の相談体制を見直し、廃止した打出教育文化センターの教育相談の引継ぎを行っていく必要がある。また、情報共有できる部分については、カウンセリングセンターと学校教育課の連携を密にし、児童生徒の支援に生かしていきたい。
	実施事業	No.72「カウンセリングセンターの電話、面接相談(再掲)」
3	打出教育文化センター	プレイセラピーを中心に子どもの内面理解を図ると同時に家庭での保護者の接し方や対応について共感・傾聴しながら実施した。来年度からは、関連機関と更に連携がとれるように学校教育課の担当者が窓口となり、カウンセリングセンターに教育相談業務を一本化した。保護者や子ども達にとってより迅速で丁寧な対応ができるようにしていく。
	実施事業	No.83「教育相談(再掲)」
重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	
取り組みの方向(3)	家庭環境を下支えする方策の展開	
施策①	経済的課題への支援	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課	包括的支援体制構築に向け、関係各課や関係機関と検討会を行い、課題整理や解決策について協議を行った。また、庁内関係課及び関係機関等に継続的に研修や事業の周知を行っている。対象者が適切に支援につながるよう更なる周知・啓発と支援体制の強化が必要である。
	実施事業	No.102「生活困窮者自立支援制度【重点】」
2	管理課	【奨学金事業】…県奨学金給付金の単価が毎年引き上げられ、市奨学金との調整を行った。また新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により家計が急変した世帯にへ給付対象をを広げ、事業を実施した。 【就学援助費】…国の予算の引上げに伴い、補助費目の単価引上げに取り組み、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により家計が急変した世帯にへ給付対象を広げた。 【大学等入学支援基金事業】…国の「高等教育の修学支援新制度」が令和2年4月より始まったため、市大学等入学支度金との調整をしつつ事業を実施した。
	実施事業	No.103「奨学金事業」No.104「就学援助費」No.105「大学等入学支援基金事業」
3	生活支援課	生活保護費の支給だけでなく、定期的な家庭訪問の中で児童・生徒の進路状況の聞き取りを行った上で必要に応じた提案を行っている。 また、教育委員会、子育て推進課、社会福祉協議会などの関係機関と連携し、世帯の経済的課題を把握し、支援を行っている。
	実施事業	No.106「生活保護法施行事務」
4	子育て推進課	案内もれや支給もれがないよう、児童扶養手当申請時のヒアリングで対象者を把握している。(こども係)
	実施事業	No.107「交通遺児就学激励金」

重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	
取り組みの方向(3)	家庭環境を下支えする方策の展開	
施策②	ひとり親家庭等の自立促進	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課	No.108「自立支援給付金事業」 児童扶養手当の申請時、現況届出時等を利用して、制度の周知を行った。毎年、一定数の訓練受講者があり正規職員としての就労に寄与することができたが、更なる資格取得のための支援に力を入れていきたい。 No.109「児童扶養手当」 母子・父子自立支援員と連携しながら案内もれや支給もれがないよう周知に努めた。支給することで、経済的負担の軽減を図ることができた。 No.110「母子(寡婦)・父子福祉資金貸付金」 ひとり親家庭の父または母及び寡婦のかたに経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を増進するため、修学資金、技能習得資金等10種類の貸付を行った。 No.111「母子・父子家庭相談」 母子・父子自立支援員が相談者の悩みを聞き取り、困難を有する状況を改善できるよう制度案内等を行い、必要に応じて関係機関に繋げた。 No.112「ひとり親家庭の就労支援援助」 児童扶養手当の申請時や現況届出時等を利用して、制度の周知を行った。また、母子・父子自立支援員が個々の状況、ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークと情報連携を行いながら継続的な自立・就労支援を実施した。(こども係)
	実施事業	No.108「自立支援給付金事業」No.109「児童扶養手当」No.110「母子(寡婦)・父子福祉資金貸付金」No.111「母子・父子家庭相談」No.112「ひとり親家庭の就労支援援助」

重点目標2	困難を有する子ども・若者やその家族を支援する	
取り組みの方向(3)	家庭環境を下支えする方策の展開	
施策③	親として、地域の大人としての学びの場の提供	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	子育て推進課	コロナ禍において、こども園・保育所では人数制限を行う等感染防止を行いながら、運動会・発表会では、少しでも多くの父親が参加しやすいよう土曜日に開催をした。(保育係) 新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、オンラインで講座を実施した。 今後は、オンラインの講座だけではなく、芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインに基づいた感染拡大予防対策を講じながら、イベントや講演会等を実施していく。(子育て支援センター)
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」
2	人権・男女共生課	子どもと一緒に参加する工作講座や、男性が育児・家事に積極的に関わる方法とその効果をテーマとした講座を開催し、父親が子育てに関わりをもち、現状の夫婦間のコミュニケーションやパートナーシップ、自身の働き方を見直す機会を提供できた。子育てへの関わりが少ない父親をどのようにして講座の参加につなげるかが今後の課題である。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」
3	健康課	プレおや教室は、父親も参加できるように土曜日・日曜日に開催するとともに、参加者の増加につなげるため、予約開始日をなくし、随時予約ができるようにした。また、参加者アンケート結果から、実施内容への満足度は高い。教室の周知については継続して工夫していく。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」
4	学校教育課	大学教授を招聘し、教員対象の研修会を開催した。また、研修会の内容を広く知ってもらうため、全教職員にチラシを配布し周知に努めた。適応教室の指導員に対して、年6回の研修会を実施し、通級している児童生徒へのかかわり方などについて、共有し実践することができた。適応教室(のびのび教室)が学校への部分復帰や完全復帰のきっかけとなっている児童生徒がいる。今後も、各学校への別室登校に参加するなど、通級している児童生徒が学校へ登校する機会を増やしていきたい。
	実施事業	No.1「父親の子育てに対する積極的参加の促進(再掲)」No.85「保護者や教員のための不登校セミナー(再掲)」
5	打出教育文化センター	コロナ禍で予定していたすべての研修の実施は難しかったが、来年度は、各校の実情や生徒指導担当者や不登校担当者のニーズを聞きながら、より実践に即した研修会を計画していく。
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー(再掲)」
6	青少年愛護センター	重点目標2-(2)-②に同じ
	実施事業	No.85「保護者や教員のための不登校セミナー(再掲)」No.86「仲間同士の支えあいの支援(再掲)」

## 第2期芦屋市子ども・若者計画

施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題等について		
重点目標3	子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する	
取り組みの方向(1)	社会参加と居場所の充実	
施策①	社会参加の機会の拡大	
	担当課	
	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)	
1	地域経済振興課	秋まつりは新型コロナウイルスにより中止となりました。今後も高校生・大学生ボランティアを募集し、運営に携わっていただく予定です。
	実施事業	No.113「芦屋三大まつりでの交流」
2	市民参画課	新型コロナウイルス感染拡大予防のため、令和2年度は芦屋さくらまつりの開催を中止とした。今後は、新型コロナウイルス感染状況を見ながら、実施の可否について判断するとともに、実施する際には新しい生活様式に合わせた感染拡大予防の取組の徹底に努め、安全安心なまつりの運営を心掛ける。
	実施事業	No.113「芦屋三大まつりでの交流」
3	道路・公園課	令和2年10月に第42回芦屋サマーカーニバルが実施されたが、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、シークレット花火の打ち上げのみの実施となった。 来年度の実施については、国や県のコロナ禍でのイベント実施の方針や基準、また感染状況などを踏まえながら、開催規模や開催方法について事業者と協議を行う。協議に際しては、事業者に対して慎重な判断を求めていく。
	実施事業	No.113「芦屋三大まつりでの交流」
4	青少年育成課	夏休みのキャンプや冬の行事のリーダーを募集し、育成していく。また、あしやキッズスクエアにおいて、近隣の高校大学生がボランティアとして参加し、子どもとコミュニケーションが取れるよう関係性を構築していく。
	実施事業	No.114「青少年センターでの事業」No.115「中高生をリーダーとするボランティア等の活動」No.117「青少年リーダーの育成」
	生涯学習課	成人式企画チームへの支援を行い、新成人が成人式の企画・運営を自ら行うことで、大人への第一歩を踏み出す機会をつくっていく。
	実施事業	No.116「成人式の企画・運営」

重点目標3		子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する
取り組みの方向(1)		社会参加と居場所の充実
施策②		気軽に集える居場所づくり
1	子育て推進課	小学生・中学生・高校生を対象に自習室(スタディールーム)を開放し、学齢期の子どもの居場所づくりを行った。今後も、芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインに基づいた感染拡大予防対策を講じながら、事業を実施していく。(子育て支援センター)
	実施事業	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】(再掲)」No.49「子育て支援センター(再掲)」No.53「自習室の設置(スタディールーム)(再掲)」No.55「ミュージックスタジオ(再掲)」
2	地域福祉課	「高浜町ライフサポートステーション」で地域まなびの場支援事業など子どもの居場所を活用した全世代が交流できる共生型の居場所づくりを行った。
	実施事業	No.46「世代を越えて集える居場所【重点】(再掲)」
3	児童センター	「学習ルーム」を毎週水曜日に開設。今後は、時間帯等を見直し継続して実施。
	実施事業	No.50「児童センター(再掲)」No.52「その他公共施設の空きスペースの開放(再掲)」No.53「自習室の設置(スタディールーム)(再掲)」
4	市民参画課	地域の各種団体で構成される地区集会所運営協議会及び地区集会所運営協議会連合会を中心に、地区集会所の維持管理とともに地域に密着した運営に努めており、集会所の貸室では地域の方が地域の子どもの向けに各種の教室の開催やイベント等の実施により、子ども達が集うきっかけづくりが行われている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、集会所の一時的な閉館や部屋の利用制限等、活動に対する制限を設けたため、従来通りの活動を継続することが難しくなったケースもあるが、今後も引き続き多くの方に安全安心にご利用いただけるよう新しい生活様式に沿った、新型コロナウイルス感染症対策の徹底に努める。
	実施事業	No.51「地区集会所の有効活用(再掲)」
5	青少年育成課	あしやキッズスクエアを実施し、コロナ禍での地域や近隣高校大学、また企業、NPO等との連携・協働のあり方を探り、オンラインなどの新しい手段方法も含め、子どもや若者が豊かな人間力をはぐくむ体験の機会をつくっていく。
	実施事業	No.52「その他公共施設の空きスペースの開放(再掲)」
6	スポーツ推進課	新型コロナウイルス感染予防対策として、閉鎖した期間があった。また、密を避けるため、定員を半分にして実施した。
	実施事業	No.53「自習室の設置(スタディールーム)(再掲)」No.54「そフリースペースの開放(再掲)」
7	図書館	施設内に閲覧室や談話も可能なリフレッシュコーナーを設けているが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、閲覧室やリフレッシュコーナーを閉鎖した期間があった。感染予防を講じるため、座席の減数や、短時間の利用に限定している。
	実施事業	No.54「そフリースペースの開放(再掲)」

重点目標3	子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する	
取り組みの方向(2)	学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり	
施策①	有害環境対策	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	福祉センター	敷地内は全面禁煙としており、受動喫煙を防止し、子どもや若者が集える場を提供しています。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
2	健康課	母子健康手帳交付時に必要な妊娠届出書のアンケートに、本人及び家族の喫煙歴を聞いており、必要時は禁煙指導を行っている。 妊娠届出数545件 うち 本人に喫煙歴あり3人 家族に喫煙歴あり131人 妊娠中の喫煙や、受動喫煙に関しては今後もアンケートを通して指導を行い、胎児及び子どもへの健康維持に努める。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
3	児童センター	保護者を対象に「考えるお母さん講座」を実施。食と健康をテーマに、いろいろな視点で子どもの健康について学習し、今後も継続していく。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
4	打出教育文化センター	本年度、児童生徒に1人1台学習用端末を貸与した。フィルタリング等で閲覧制限をおこなっているが、子ども達の情報モラルの向上は今後の課題である。情報活用能力体系表に位置付け、系統的に指導する一方で、学校教育課が主にはなるが、人権・道徳・生徒指導とも絡めながら子ども達が主体的に問題意識や危険性に気づけるような取り組みをしていく。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
5	青少年育成課	放課後児童クラブやあしやキッズスクエア等を実施し、子どもたちに放課後の生活の場や居場所を提供することにより、子どもたちの健康を守る環境をつくっていく。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
6	青少年愛護センター	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」 街頭巡視活動の見守りにより、子どもが登下校時に喫煙所等に近づくことのないような環境作りができています。来年度も同様に実施予定。 No.119「環境浄化活動」 有害図書(白ポスト)の月一回回収を行い、カラオケ店・書店・レンタルビデオ店・コンビニ・量販店・携帯電話取扱店等を年に一度訪問し、有害図書の有無を調査している。来年度も同様に実施予定。 No.120「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 コロナウイルス流行のため、予定していた研修は未実施。来年度はコロナウイルスの流行状況を考慮して研修を実施予定。 No.121「関係機関の連携による環境浄化活動」 青少年育成愛護委員会と連携し、有害環境調査を行っている。来年度も同様に実施予定。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」No.119「環境浄化活動」No.120「犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発」 No.121「関係機関の連携による環境浄化活動」
7	公民館	施設内は全面禁煙としており、受動喫煙を防止し、子どもや若者が集える環境づくりに努めています。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
8	図書館	健康増進法に基づき、受動喫煙を防止する対策など、子どもの健康を守る環境づくりに努めた。
	実施事業	No.118「子どもの健康を守る環境づくり」
9	地域経済振興課	特別支援学校の高校生2年生対象に障がいのある生徒が社会に出た時に遭いやすい消費生活トラブルについて出前講座を実施した。また、成人式会場で配布する資料の中に、若者が遭いやすい契約トラブル事例を掲載した啓発資料を同封し、啓発を行った。(528部)新型コロナウイルス感染症拡大のため、愛護委員班集会での出前講座は実施できなかった。令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられ若年者の消費生活トラブルの増加が懸念されるので、消費生活トラブルの未然防止やトラブルに遭っても適切に対処できる力を身に着けることができるようにイベントや出前講座などの啓発講座の実施を検討したい。
	実施事業	No.98「消費生活相談及び講座の実施(新規)(再掲)」

重点目標3	子ども・若者を社会全体で支える, 寛容なまちづくりを実現する	
取り組みの方向(2)	学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり	
施策②	犯罪行為から子ども・若者を守る取り組み及び非行の早期発見・防止	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	青少年愛護センター	青少年育成愛護委員会により, 街頭巡視活動を継続して行った。コロナウイルス流行期間は一部活動を縮小。来年度も同様に実施予定。
	実施事業	No.122「青少年育成愛護委員街頭巡視活動」



重点目標3	子ども・若者を社会全体で支える、寛容なまちづくりを実現する	
取り組みの方向(2)	学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり	
施策③	地域で子ども・若者を見守り育成する仕組みづくりの充実	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	地域福祉課	・支援対象の本人のみならず、世帯に寄り添い支援を継続する中で、若者のニーズについても把握し、虐待ケースレビュー会議において、俯瞰的に地域を見渡し課題提起を行った。関係機関や地域等との連携を進め、困難な状況にある若者のニーズや課題に対して、協働して解決する取り組みを更に進める必要がある。 ・毎年相談支援のスキルアップのため民生委員・児童委員に対する研修を行っているが、今年度はほとんど実施できていない。今後はオンラインでの研修ができるよう、ZOOMの使い方研修を検討する。また、今年度は青少年健全育成も含めた更生保護の活動が実施できていないが、地道な啓発の必要性について保護司会長等と協議した。
	実施事業	No.123「協働で課題を解決する取り組みの推進【重点】」No.125「民生委員・児童委員による相談支援」No.126「保護司会等関係団体との連絡会」No.127「芦屋市地域福祉推進協議会」
2	健康課	妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートするため、妊婦やパートナーに対して遊び場を案内し、育児の準備性を高める支援を行った。また、遊び場事業に週2回定期的に参加し、気軽に相談できる機会を設けた。 相談件数 392件 乳幼児計測の希望が多く聞かれたため、令和3年度からは計測の場を増やし、計測・相談の機会をさらに増やしていく。
	実施事業	No.124「子育て世代包括支援センター(新規)【重点】」
3	子育て推進課	要保護児童対策地域協議会において関係機関が連携して組織的に対応し、養育支援を必要とする家庭への対応を行った。しかし、児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しているため、日頃から相談しやすい体制づくりを行い、虐待の未然防止、虐待の早期発見・早期対応を行うために、関係機関が連携して予防的な支援を行っていく。(子育て支援センター)
	実施事業	No.101「要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)(再掲)」
4	市民参画課	令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自治会やあしや市民活動センターの様々なイベントや企画等が中止となった。あしや市民活動センターでは、参加型事業を実施する際にオンライン等による参加も可能とする対応を行うことで、新たなつながり方を自薦することができた。今後は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しつつ、オンライン等も駆使した新たな企画を検討していく。
	実施事業	No.128「自治会活動への支援」No.135「あしや市民活動センター」
5	児童センター	育児支援事業として、子どもの発達支援および保護者への相談サポートができる場所でもある「サポートルーム」を開設。今後も継続していく。
	実施事業	No.129「育児サポートルーム」
6	青少年育成課	芦屋市子ども会連絡協議会へ助成し、夏休みのキャンプや冬の行事にリーダーが参加することにより、社会性、自主性を育成していく。
	実施事業	No.130「子ども会連絡協議会への支援」
7	生涯学習課	活動助成金の交付や活動に対する助言を行うなど、コミュニティ・スクールを支援することができた。今後も支援を継続する必要がある。
	実施事業	No.131「コミュニティ・スクールへの支援」
8	建設総務課	No.132「地域主体の防犯活動」 今年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、青少年愛護委員会など他団体との交流の機会であった、まちづくり防犯グループ連絡協議会全体会が開催できなかった。次年度は、感染状況を見極めながら、地域(まちづくり防犯グループ)や関係機関(防犯協会)との連携に取り組めます。 No.133「生活安全推進連絡会」 今年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、生活安全推進連絡会が開催できなかった。一方で転入者に配布する安全・安心ガイドブックでまちづくり防犯グループの活動を紹介した。また、ホームページにおいて、まちづくり防犯グループ連絡協議会全体会の活動を紹介している。次年度は、生活安全推進連絡会の開催を目指し、防犯活動をしている団体間の交流を深める場を設け、地域安全の推進を図る。
	実施事業	No.134「地域あいさつ運動の推進」 申請のあったまちづくり防犯グループに対し、まちづくり防犯グループ育成事業補助金を支給することにより、活動の支援に努めている。その一方で、まちづくり防犯グループの高齢化が進んでおり、若い世代への活動の継承が課題となっている。
	実施事業	No.132「地域主体の防犯活動」No.133「生活安全推進連絡会」No.134「地域あいさつ運動の推進」

9	青少年愛護センター	No.132「地域主体の防犯活動」 青少年育成愛護委員会により、見守りパトロールが実施されている。来年度も同様に実施予定。 No.134「地域あいさつ運動の推進」 青少年育成愛護委員会により、あいさつ運動が実施されている。来年度も同様に実施予定。 No.136「青少年育成愛護委員会及び協会の活動」 愛護大会や、施設見学等は新型コロナウイルス流行のため未実施。来年度は新型コロナウイルス流行の状況を考慮しつつ実施予定。
	実施事業	No.132「地域主体の防犯活動」No.134「地域あいさつ運動の推進」No.136「青少年育成愛護委員会及び協会の活動」
10	学校教育課	毎朝の登校指導で教職員が子どもたちに朝のあいさつ等を実施。また、校内外を問わず、保護者や地域の方々、ゲストティーチャーに対してあいさつをするなどマナー指導を実施。
	実施事業	No.134「地域あいさつ運動の推進」

重点目標3	子ども・若者を社会全体で支える, 寛容なまちづくりを実現する	
取り組みの方向(2)	学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり	
施策④	苦情を課題として捉え地域・行政で考える場の設定	
	担当課	施策の方向性を踏まえた事業の実施状況と今後の課題(目標)
1	青少年愛護センター	青少年育成愛護委員会, 若者相談センター『アサガオ』等, 関係機関との連絡会を定期的に開催し, 情報共有を行っている。 来年度も同様に実施予定。
	実施事業	No.137「関係機関等との連携強化」